

## 第二部 各論

### 六 労使関係

#### (一) 概観

一 戦後急増したわが国労働組合組織は、二四年三月を頂点として爾後三年間減少をつづけたが、二七年わずかながら増加に転じ、以後ひきつづき増加して、二八年六月より二九年六月までに組合数一、三二七組合、組合員数一四万人の増加となつた。これは一方において石炭鉱業、紡織業などで雇用の減少にもとづく組合員の減少があつたにもかかわらず、他方、公務、通信業、建設業、教育、化学工業、金融・保険業などの産業および中小企業で、新規設立あるいは雇用量の増加にもとづく組合員数の増加があつたためと考えられる。しかし、二八年六月より二九年六月までの雇用の増加は主として組織化のおくれているような部門で実現されたため、組合員数の増加があつたにもかかわらず全雇用労働者に対する推定組織率は三九・六%となつて二八年より一・三ポイント低下した。

二 しかしながら全般的には設立、解散いずれも例年より少なく、前年にひきつづいて単位組合の組織は固定化の傾向が強まつたものと思われる。また労働協約の締結率、適用率もいずれも二八年より約二ポイント上廻り、二五年を底としてわずかずつではあるが、ひきつづき伸びている。

三 主要な連合団体の組織では、総評が組合員数約三〇〇万人で全組織労働者の過半を占め、あらたに結成された全労会議は組合員数約六〇万人であり、また産別、新産別の組合員数はそれぞれ一万三千人、四万一千人で前年とほぼ同数であつた。このほか以上の組織に加入しない全国組合の組合員数は九四万人であつた。

四 つぎに二九年中の労働争議をみると、民間の全国組合では前年に比して大争議に発展したものは少なく、官公労あるいは従来争議の発生のおよび作業停止労働争議は二四年以来の最高となつた。さらに参加人員の規模別にみると、参加人員の少ない争議が増加している。

五 以上のような状況をうけて、争議参加人員は全般的に減少しているが、超勤拒否、遵法斗争などの戦術をとつた官公労の斗争を反映して、同盟怠業の参加人員だけは増加している。

このように、参加人員の少ない争議や官公労の遵法斗争、定時退庁などが二九年争議に大きな割合を占めていたため、作業停止労働争議によつてもたらされた労働損失日数は大巾に減少した。しかしその反面、工場閉鎖による損失日数は尼鋼、日鋼室蘭、近江絹糸など大規模の工場閉鎖があつたため戦後最高となり、全損失日数の三一%に達した。

六 なお、本年発生した争議の要求事項をみると、賃金増額、臨時給与金要求等の積極的要求が減少し、解雇反対、賃金定期支払等の消極的要求が増加したが、ドツジ・ライン当時の二四～二五年にくらべると積極的要求の割合はかなり高い。

## 第二部 各論

### 六 労使関係

#### (二) 労働組合組織の現状

##### (1) 労働組合の組織状況

七 二九年六月末現在において単位労働組合数は三一,四五六組合,組合員数は五九九万人で,二八年同期よりそれぞれ一,三二七組合,一四万人の増加であるが,しかしわが国労働組合組織の最高と推定された二四年三月とくらべれば,五,〇二六組合,九二万人ほど低い組織状況にある(第一八二表,および第四四図参照)。

(注) 労働組合設立解散統計によつてわが国労働組合の組合数組合員数をもつとも多かつたと考えられる二四年三月は単位組合数三六,四八二組合,組合員数六九一万人である。

八 なお組合員数の増加要因別にみると,一方において企業合理化,操短等に伴う人員整理のため石炭鉱業及び紡織業などで約九万人の組合員数の減少があつたにもかかわらずこのように組合員数の増加をみたのは,公務,通信業,建設業などにおける主として新規設立による増加や,教育,化学工業,金融・保険業などにおける主として雇用増加による増加,および数においては少ないが中小企業における組合員数の増加等があつたためである。

九 このような組合員数の増加があつたにもかかわらず,それにも増して雇用の増大が労働組合組織化のおくれている流通部門や生産部門の零細経営において行われたため,二八年四〇・九%であつた推定組織率は二九年三九・六%とむしろ後退している。

第182表 単位労働組合数及び組合員数

第182表 単位労働組合数及び組合員数  
(昭和22年～29年6月末)

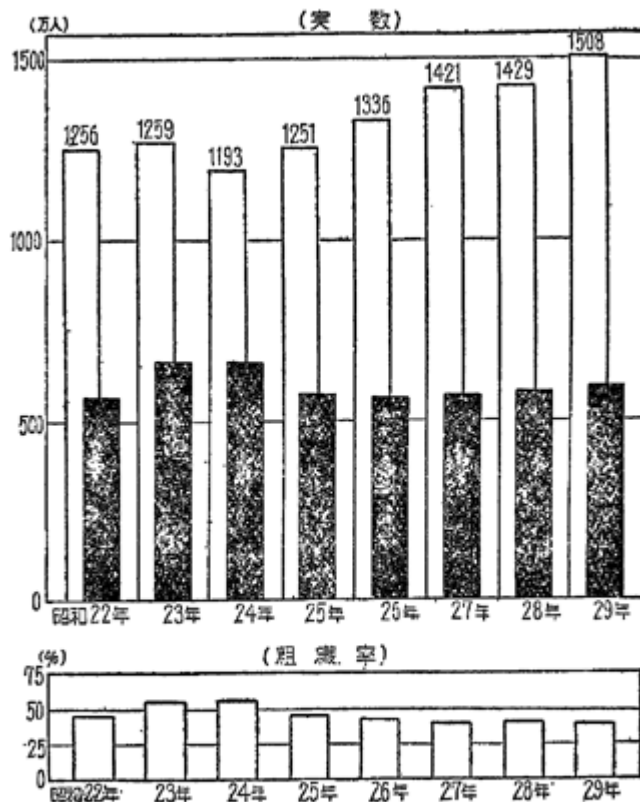
年 月	単位組合数	組合員数	組合員数の 対前年比較	推定組織率
昭和22年6月末	23,323	5,692,179	2,011,162	45.3%
23年6月末	33,926	6,677,427	985,248	53.0
24年6月末	34,688	6,655,483	△ 21,944	55.8
25年6月末	29,144	5,773,908	△ 881,575	46.2
26年6月末	27,644	5,686,774	△ 87,134	42.6
27年6月末	27,851	5,719,560	32,786	40.3
28年6月末	30,129	5,842,678	123,118	40.9
29年6月末	31,456	5,986,168	143,490	39.6

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

- (注) 1) △印は減少  
 2) 推定組織率は総理府統計局「労働力調査」の雇用者総数に対する比率  
 3) 昭和22年の雇用者数は22年7月の雇用者数によつた。  
 4) 推定組織率の算定に用いた労働力調査の雇用者数が昭和23年より25年まで修正になつているので修正数によつて算定した。

第44図 雇用者数及び組織労働者数

第44図 雇用者数及び組織労働者数



資料出所 労働省「労働組合基本調査」

一〇 さらにまた、上記のごとく中小企業における組合員数の増加が若干みられたが、これは全雇用者数の割

合から見ればごくわずかなものでしたが、組合組織は依然として大規模事業所が大部分で小規模事業所においてはほとんどが未組織の状態にある。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第二部 各論

### 六 労使関係

#### (二) 労働組合組織の現状

##### (2) 設立及び解散状況

―― 二九年における単位組合の動きとしては、1)二八年における組合員数一二万人の増加は主として設立組合が解散組合を上廻つたためにもたらされたのに対して、二九年における一四万人の増加は設立組合の解散組合を上廻る七万人と既設組合における加入増加によつてもたらされたものであること、2)設立、解散両面においてその組合数、組合員数とも例年になく少なく、したがつて組織の動きが緩漫であつたこと、などが注目され、単位組合においては前年にひきつづきさらに組織固定化傾向が強まつたものと思われる。

第183表 産業別年間設立組合数及び組合員数

第183表 産業別年間設立組合数及び組合員数

産 業	組 合 数		組 合 員 数	
	27年7月 ～28年6月	28年7月 ～29年6月	27年7月 ～28年6月	28年7月 ～29年6月
全 産 業	4,778	3,051	465,157	268,920
農 業、林 業 及 び 狩 猟 業	220	27	30,552	1,562
漁 業	17	17	4,025	1,680
鉱 業	120	77	9,976	5,057
建 設 業	219	175	26,394	19,940
製 造 業	784	739	80,324	68,726
卸 売 及 び 小 売 業	117	85	7,592	4,987
金 融、保 険 及 び 不 動 産 業	171	107	7,139	5,413
運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	1,031	608	139,776	69,915
サ ー ビ ス 業	1,856	944	136,122	66,943
公 務	241	266	23,060	24,433
分 類 不 能	2	6	197	264

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第184表 年別解散組合の総組合数に対する割合

第184表 年別解散組合の総組合数に対する割合

期 間	解散組合数	前年の総組合数に対する比率
21年7月～22年6月	1,390	—
22年7月～23年6月	2,579	11
23年7月～24年5月	4,365	13
24年7月～25年6月	8,832	25
25年7月～26年6月	5,328	18
26年7月～27年6月	2,842	10
27年7月～28年6月	2,538	9
28年7月～29年6月	2,551	8

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

※は23年7月から24年5月まで11カ月間である。

一 二八年七月より二九年六月末までの間において解散した組合数は二,五五一組合で、経済安定計画のありを受けて大量の解散組合を出した二四～二五年よりも少なく、二三年以来最少であつた二八年とほぼ同数で前年の総組合数に対する割合においては二三年以来の最低であつた。

解散理由別に解散組合数をみると、組織変更による八六三(三三・六%)がもつとも多いが、この理由による解散は設立に見合うもので実質的解散とは異なるものである。つぎに事業の休廃または縮小によるもの六〇〇(二三・五%)はほぼ二八年と同数で依然として多い。自然消滅によるもの及び組合無用論によるものは、それぞれ四〇九(一六・〇%)及び一七一(四・七%)で年年減少している。

一三 一方設立状況をみると、二八年七月より二九年六月末までの一カ年間における設立数は三,〇五一組合、組合員数二七万人で、組合員数では二八年に比較して二〇万人も少なかつた。

設立理由別では、上記解散理由別の組織変更に対応する組織変更による設立八八四(二九・〇%)を除いて考えると、新規設立組合が一,九四三組合(六三・八%)一五万人でもつとも多く、産業別には製造業、運輸通信その他の公益事業、サービス業に多くみられている。

## 第二部 各論

### 六 労使関係

#### (二) 労働組合組織の現状

#### (3) 組織労働者の分布

一四二九年六月末における組織労働者の産業別分布をみると、製造業がもつとも多く一九二万人(全組織労働者数に対する割合三二・一%)で、運輸通信及びその他の公益事業一四一万人(二三・六%)がこれに次いでいる(第一八七表参照)。

製造業のうちでは、紡織三八万(六・四%)、化学工業二六万(四・四%)、第一次金属二二万(三・六%)、輸送用機械器具二一万(三・五%)が主なものとなつているが、製造業全体としての組織率は三八・六%であり高くない。

これに対し産業大分類で組織率のもつとも高いのは運輸通信その他の公益事業の七七・〇%(前年八〇・一%)で、鉱業の七五・〇%(同七七・六%)がこれにつき、組織率の低いものは農業一一・二%(同一〇・二%)、卸売小売、金融保険及び不動産業一八・〇%(同一八・八%)である。

なお、組織率を二八年とくらべると、サービス業、漁業、農業を除いてはいずれも低下しているが、これは前記のとおり組織化のおくている産業部門、とくに小規模事業所の多い産業において雇用の伸長がみられたためと思われる(第四五図、第一八六表及び第一八七表参照)。

第185表 解散理由別解散組合数及び組合員数

理 由	24年7月～25年6月	25年7月～26年6月
	組 合 数	組 合 数
合 計	8,832(100.0) <sup>%</sup>	5,328(100.0) <sup>%</sup>
事業所休止及び縮少	3,263 (36.9)	1,671 (31.4)
組合無用論	2,107 (23.9)	925 (17.4)
指導者の欠除、組合内部の紛争、財政不如意	176 (2.0)	561 (10.5)
組織変更	1,695 (19.2)	960 (18.0)
内(分裂)	—	—
自然消滅	} 1,591 (18.0)	586 (11.0)
その他		625 (11.7)
不明	—	—

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

組合数及び組合員数

26年7月～27年6月		27年7月～28年6月		28年7月～29年6月	
組合数		組合数		組合数	組合員数
%		%		%	
2,842(100.0)	2,538(100.0)	2,551(100.0)	198,590(100.0)		
599 (21.0)	606 (23.9)	600 (23.5)	34,892 (17.6)		
423 (15.0)	205 (8.1)	121 (4.7)	5,221 (2.6)		
228 (8.0)	193 (7.6)	158 (6.2)	7,964 (4.0)		
497 (17.0)	868 (34.2)	863 (33.8)	94,994 (47.8)		
—	79 (3.1)	18 (0.7)	2,433 (1.2)		
611 (21.0)	526 (20.7)	409 (16.0)	21,286 (10.7)		
484 (17.0)	22 (0.9)	400 (15.7)	34,233 (17.2)		
—	118 (4.6)	—	—		

第186表 産業別推定組織率

第186表 産業別推定組織率

(29年6月末及び28年6月末)

産 業	雇 用 者 数 <sup>1)</sup>
全 産 業	15,100,000 人
農 業、林 業 及 び 狩 猟 業	570,000
漁 業	200,000
鉱 業	540,000
建 設 業	1,090,000
製 造 業	4,970,000
卸 売 及 び 小 売 業	2,440,000
金 融、保 険 及 び 不 動 産 業	
運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	1,830,000
サ - ビ ス 業	2,160,000
公 務	1,300,000

労働組合員数 <sup>2)</sup>	29年推定組織率	28年推定組織率
5,986,168 人	39.6 %	40.9 %
63,905	11.2	10.2
42,363	21.2	17.8
404,917	75.0	77.6
285,435	26.2	29.4
1,918,616	38.6	38.9
438,062	18.0	18.8
1,409,747	77.0	80.1
913,657	42.3	40.9
499,012	39.4	42.7

資料出所 1) 総理府統計局「労働力調査」 29年

2) 労働省「労働組合基本調査」

(注) 1) 第182表注2参照

2) 本表には分類不能の産業を掲載して

6月分の雇用者数

いないため、各欄の合計は全産業に一致しない。

第187表 産業別単位労働組合数及び組合員数



第187表 産業別単位労働組合数及び組合員数（昭和29年6月末）

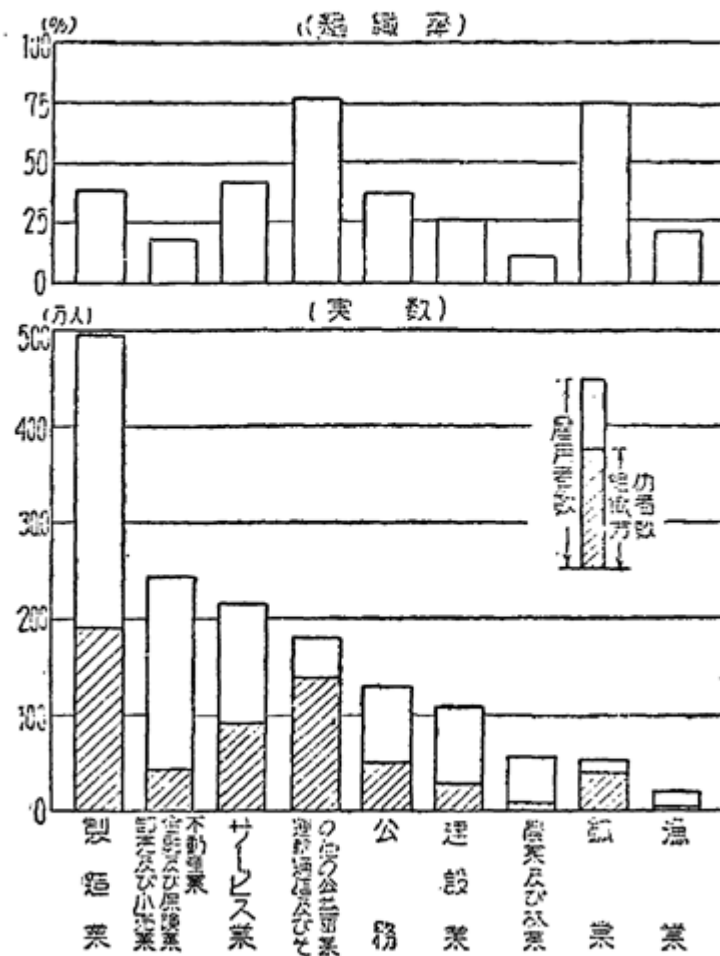
産 業	組合数	組合員数	産 業	組合数	組合員数
全 産 業	31,456	5,986,168	輸送用機械器具	534	208,340
農 業	169	6,757	精 密 機 器	140	35,146
林業及び狩猟業	445	57,148	そ の 他	169	19,029
漁業及び水産養殖業	133	42,363	卸売及び小売業	1,445	150,678
飲 業	1,085	404,917	金融及び保険業	1,349	285,741
金 属 鉱 業	196	58,987	不 動 産 業	10	1,643
石 炭 鉱 業	647	320,884	運輸通信及びその他の 公益事業	7,044	1,409,747
原油及び天然ガス生 産業	31	4,978	鉄 道 業	1,956	404,575
非 金 属 鉱 業	211	20,068	地方鉄道及び軌道業	213	151,365
建 設 業	1,744	285,435	道路旅客運送業	314	56,846
製 造 業	9,203	1,918,616	道路貨物運送業	448	44,722
食 料 品	717	69,358	水 運 業	127	91,902
煙 草	47	28,147	航 空 運 輸 業	2	120
紡 織	1,172	382,138	倉 庫 業	84	7,905
衣服及び身廻品	94	13,670	運輸に附属するサー ビス業	778	128,619
木材及び木製品	800	31,455	通 信 業	2,198	345,987
家具及び装飾品	127	5,910	熱、光及び動力供給 業	809	151,644
紙及び類似品	307	59,959	水道業及び衛生業	115	26,062
印 刷、出 版	538	82,366	サ ー ビ ス 業	5,652	913,657
化 学	958	261,356	自動車修理及びガ レージ業	98	13,222
石油及び石炭製品	73	12,715	その他の修理業	89	16,959
ゴ ム 製 品	163	40,672	映 画 業	73	12,091
皮革及び皮革製品	55	5,590	映画以外の興業娯楽	43	2,937
ガラス及び土石製品	584	87,853	教 育	3,777	634,803
第 一 次 金 属	576	216,155	駐 留 軍 労 務	142	121,378
金 属 製 品	433	44,996	その他のサービス業	1,430	112,267
機 械	1,188	163,875	公 務	3,147	499,012
電気機械器具	528	149,886	分類不能の産業	30	10,454

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第45図 産業別雇用者数及び組織労働者数

### 第45図 産業別雇用者数及び組織労働者数

(昭和29年6月末)



資料出所 労働省「労働組合基本調査」

一五 組織状況を組合員数の規模別分布によつてみると、五〇〇人未満の組合は組合数では九一・〇%を占めているが、組合員数では二三・二%を占めているに過ぎない。また規模別に二九年の組合員数を二八年と比較すると、一般に中小規模の組合が減少し、大規模組合が増大した。

一六 組織労働者の男女別分布は、二八年と同様男女それぞれ七七%、二三%で、組合員数は男女とも全く同じ割合で伸長していたが、組織率では男子が二八年と大差がないのに対して、女子は三ポイントの低下を示した。

これは、前に述べたことと関連し女子雇用者の増大が主として製造業、卸売及び小売、金融、保険及び不動産業などのうちの組織化のおくれた中小規模事業所で行われたためと思われる。

一七 組織労働者の適用法規別分布をみると、国家公務員法、地方公務員法によつて職員の団体として団結のみを認められている組合員が一二四万(総組合員数に対して二〇・五%)、公共企業体等労働関係法、地方公営企業労働関係法により団結権及び団体交渉権のみを認められているもの九六万人(一五・八%)を占め、労働組合法適用労働者は三八七万人(六三・八%)である(第四六図、第一九〇表参照)。

この組合員数を法規別に二八年同期と比較すると、地方公務員法適用員数で六万の増加で、公務および教育において伸長し、労組法五万がこれにつき、国家公務員法適用二万、公労法、地公労法それぞれ一万の増加で

昭和29年 労働経済の分析  
あつた。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第二部 各論

### 六 労使関係

#### (二) 労働組合組織の現状

##### (4) 連合団体の動き

一八 労働組合基本調査によつて二九年六月末現在における労働組合連合団体として総評(日本労働組合総評議会)、全労会議(全国労働組合会議)、新産別(全国産業別労働組合連合)、産別(全日本産業別労働組合会議)及びその他の全国組合の動きを概観してみよう(まず総評は傘下組合員数三〇〇万を数え、総組織労働者数の五一・〇%を占めているが、二八年六月末とくらべると二九万減少した。これは日本新聞労働組合連合(二万六千)の加入や自治労連と自治労協、全駐労と全日駐の一部の合併による増加があつたが、他面、全織同盟、海員、全映演などが脱退したことによつている。しかし七月以降の動きとして八月全国紙パルプ産業労働組合連合会(四万三千)、文部省職員組合(一、四〇〇)が加入し、また一二月全日本自動車産業労働組合(二万八千)が解散したので、年末における総評推定勢力は約三〇二万となつた。第四七図、第一九一表参照)。

第188表 規模別労働組合数及び組合員数

第188表 規模別労働組

規 模	組 合 数		
	昭 和 28 年	昭 和 29 年	対前年比較
合 計	18,228 (100.0) <sup>%</sup>	18,127 (100.0) <sup>%</sup>	△ 101
5,000人 以上	142 ( 0.8)	146 ( 0.8)	4
1,000人~4,999人	663 ( 3.6)	639 ( 3.5)	△ 24
500人~ 999人	753 ( 4.1)	771 ( 4.3)	18
100人~ 499人	4,600 (25.2)	4,504 (24.8)	△ 96
30人~ 99人	12,070 (66.2)	6,196 (34.2)	△ 3
29人 以下		5,871 (32.4)	

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 1) △印は減少

- 2) 新調査方式(独立単位組合および単一組織の本部を一組合とした調査の取扱いについては新調査と同じ)による組合員数より9万人上廻つる。なお、この調査において単一組織の組合とは、本部規約において規定している組合であつて、かならずしも実態に合致しているとはい

合数及び組合員数

組 合 員 数		
昭 和 28 年	昭 和 29 年	対 前 年 比 較
5,927,079 (100.0%)	6,075,746 (100.0%)	148,667
2,610,936 (44.1)	2,814,811 (46.3)	203,875
1,356,815 (22.9)	1,316,477 (21.7)	△ 40,338
528,170 (8.9)	532,565 (8.8)	4,395
932,682 (16.6)	969,868 (16.0)	△ 12,814
} 448,476 (7.6)	342,061 (5.6)	} △ 6,451
	99,964 (1.6)	

査方式)

査方式(単一組織の組合については支部または分会を一組合とした集計、独立単位組  
 ているが、これは 組合本部に直接個人加入している組合員が加わっているためであ  
 個人加入を規定し、さらに下部組織が単位組合に準ずる組合活動をなすうることを  
 えない。

第189表 男女別労働組合員数及び組織率

第 189 表 男女別労働組合員数及び組織率  
 (昭和28年と29年との比較)

年	男			女		
	組合員数	総組合員数に 対する割合	推 定 組織率	組合員数	総組合員数に 対する割合	推 定 組織率
昭和28年6月末	4,484,713	76.8%	43.8%	1,357,965	23.2%	33.6%
29年6月末	4,604,545	76.9	43.3	1,381,623	23.1	30.9

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 推定組織率は総理府統計局「労働力調査」の雇用者数に対する比率。

第190表 適用法規別労働組合数及び組合員数

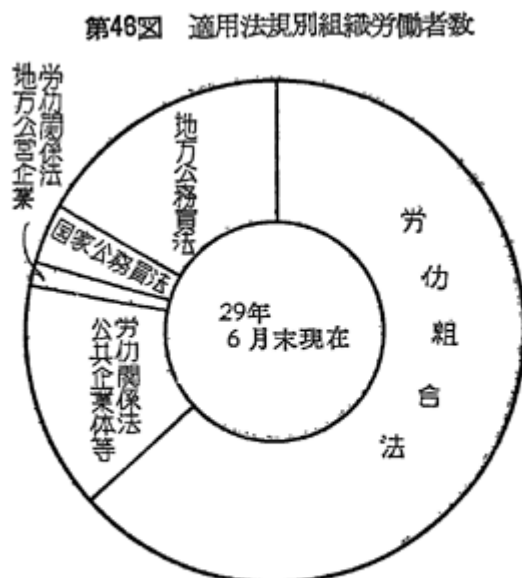
第190表 適用法規別労働組合数及び組合員数

適用法規	組 合 数			組 合 員 数		
	昭和28年	昭和29年	対前年比較	28年	29年	対前年比較
合 計	18,228	18,127(100.0) <sup>%</sup>	△ 101	5,927,079	6,075,746(100.0) <sup>%</sup>	148,667
労働組合法	13,943	13,418( 74.0)	△ 525	3,821,583	3,873,639( 63.8)	52,056
公共企業体等労働関係法	30	20( 0.1)	△ 10	860,811	875,077( 14.4)	14,266
地方公営企業労働関係法	215	234( 1.3)	19	73,269	83,828( 1.4)	10,559
国家公務員法	368	332( 1.8)	△ 36	220,837	236,216( 3.9)	15,379
地方公務員法	3,672	4,123( 22.7)	451	950,579	1,006,986( 16.6)	56,407

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

- (注) 1) △印は減少  
2) 新調査方式による。

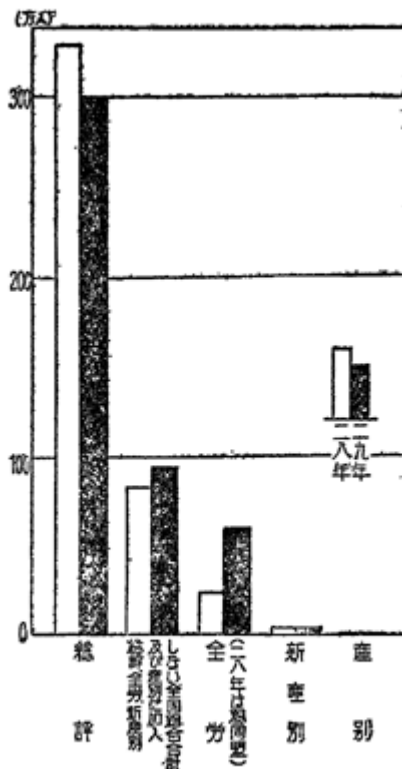
第46図 適用法規別組織労働者数



資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第47図 加入主要団体別組合員数

第47図 加入主要団体別組合員数



資料出所 労働省「労働組合基本調査」

一九 全労会議は総同盟(日本労働組合総同盟),全織同盟,海員及び全映演などによつて本年四月に結成され,傘下組合員数六〇万にのぼつた。

新産別は四万,産別は一万でそれぞれ構成組合,組合員数ともに二九年六月までは変化なく推移したが,九月に帝国石油労働組合(五千)が新産別より脱退している。

二〇 また,総評,全労会議,新産別,産別のいずれにも加入しない全国組合は三四組合,組合員九四万で,全織同盟の全労加入に伴う全国蚕糸労働組合連合会,全国麻繊維労働組合連合会の分離や全国相互銀行従業員組合連合会,日本民間放送労働組合連合会などの新設をみ,二八年調査より一二万人の増加を示した。

二一 二九年組合再編に大きな動きをみせたものは,前記の全労会議の発足である。二七年末全織同盟,海員,日放労,全映演の四単産総評批判,ついで二八年二月上記四単産に総同盟,常炭連が加わり民労連の結成をみたが,第四回総評定期大会以後海員の総評脱退をはじめとして全映演,全織同盟が相ついで脱退した。二九年に入り,これらの組合は新団体結成の急速な動きを示していたが,四月二三,四日に総同盟,全織同盟,海員,全映演によつて全労会議の設立大会が開催され,憲章,運動方針の決定をみた。

二二 二八年調査時に全織同盟に全織麻部会として加入していた東洋繊維,中央繊維,帝国製麻等は総評脱退問題をめぐつて全蚕労連とともに全織同盟の行き方に批判的態度をとつていたが,二八年下半期より逐次全織同盟より脱退し,これら組合が中心となつて本年二月全国麻繊維労働組合連合会を設立し,すでに二八年全織同盟を脱退していた全蚕労連とともに総評,全労会議,新産別,産別のいずれにも属しない中立の立場に立つたが,その後この二組合は全織加入の繊維数組合とともに織労協(全日本繊維産業労働組合協議会準備会)を四月に結成している。

第191表 加入主要団体別組合員数

第191表 加入主要団体別組合員数

主 要 団 体	昭和28年6月末	29年6月末
合 計	5,927,079	6,075,746
日本労働組合総評議会	3,292,161	3,003,127
全日本労働組合会議	—	595,091
日本労働組合総同盟	243,776	221,531
そ の 他	—	387,814
全国産業別労働組合連合	40,422	40,951
全日本産業別労働組合会議	13,645	13,142
以上の組合に加入しない全国組合	821,265	943,733
そ の 他 の 組 合	1,577,452	1,501,980

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 1) 新調査方式による。

2) 二以上の全国組合に加入している場合は組合員数をそれぞれに集計しているため合計と一致しない。

二三 また石炭産業においても日鉱と常炭連は二八年以来合同を伝えられていたが、全労会議発足直前に全炭鉱(全国石炭鉱業労働組合)として発足し、総同盟加入をとおして全労会議に加入している。

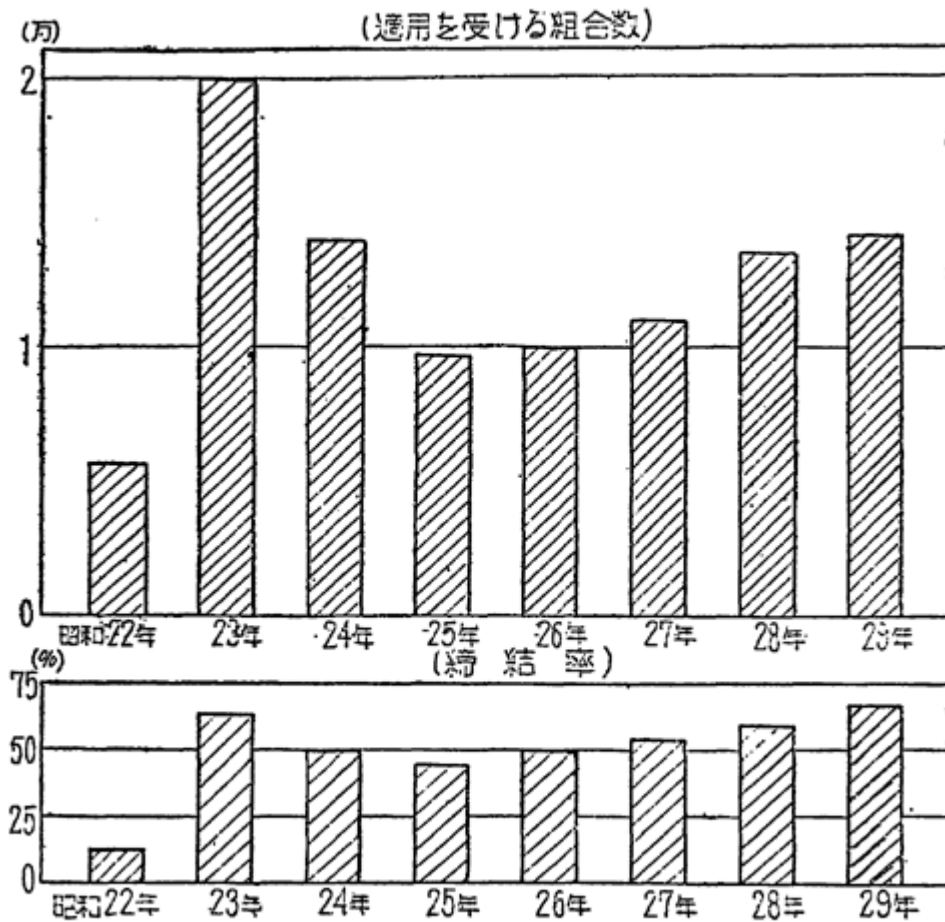
さらにまた電気部門においては、二七年電産ストを契機として二八年に電産を脱退した組合員が企業別組合をつくり、これら組合間に連合団体結成の機運が高まり、その動きは二九年に入つて急速に進展して五月に電労連(全国電力労働組合連合会)として結成され、電産をしのぐ八万の勢力となつた。(5) 労働協約の締結状況

二四 二九年の労働協約締結状況は、駐留軍労務、石炭産業などにおける組合の合併、製造業、卸売及び小売業、金融及び保険業などの組織の伸長と関連して、その締結率、適用率ともに二八年よりそれぞれ約二ポイントの拡大を示した。すなわち、二九年六月末において組合が当事者となつて協約を締結している組合および上部組合が締結した協約の適用を受ける組合は、組合数にして一四、二二六組合(二八年調査より六八八組合の増加)で、労組法、公労法、地公労法の協約を締結しうる総組合数二三、四七七組合のうち六〇・七%(二八年五九・四%)が労働協約を締結し、組合員数については締結能力をもつ組合員四七六万の七三・七%(二八年七一・六%)にあたる三五一万人が協約の適用を受けている(第四八図及び第一九二表、第一九三表参照)。

## 第48図 労働協約締結状況の推移



### 第48図 労働協約締結状況の推移



資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第192表 労働協約の適用を受ける組合数及び組合員数

第192表 労働協約の適用をうける組合数及び組合員数

年	適用を受ける組合数	締結率%	適用を受ける組合員数	適用率%
昭和22年6月末	5,591	23.9	—	—
23年6月末	20,301	62.8	3,921,945	79.0
24年6月末	14,099	50.4	3,744,763	65.5
25年6月末	9,746	45.1	2,552,681	58.8
26年6月末	10,329	50.5	2,646,219	61.8
27年6月末	11,054	54.4	2,969,576	69.4
28年6月末	13,538	59.4	3,347,680	71.6
29年6月末	14,226	60.7	3,506,961	73.7

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

- (注) 1) 締結率 =  $\frac{\text{協約の適用を受ける組合数}}{\text{協約締結可能の総組合数}}$
- 2) 適用率 =  $\frac{\text{協約の適用を受ける組合員数}}{\text{協約締結可能の総組合員数}}$
- 3) 協約締結可能の組合及び組合員数は23年以前は全組合数及び組合員数であるが、24年以後は労組法、公労法及び地公労法適用組合数及び組合員数。

第193表 産業別労働協約適用労働組合数及び組合員数

第193表 産業別労働協約適用労働組合数及び組合員数（比率）  
（昭和29年6月末）

産 業	締結率	適用率	産 業	締結率	適用率
	%	%		%	%
全 産 業	60.7	73.7	金 属 製 品	48.0	58.3
農 業	65.5	67.3	機 械	45.6	59.6
林業及び狩猟業	84.4	88.0	電 気 機 械 器 具	43.8	53.1
漁業及び水産養殖業	44.3	58.3	輸 送 用 機 械 器 具	43.7	59.5
鉱 業	73.3	90.2	精 密 機 器	42.9	53.8
金 属 鉱 業	71.4	74.5	卸 売 及 び 小 売 業	59.4	65.8
石 炭 鉱 業	78.2	93.8	金 融 及 び 保 険 業	66.3	80.6
建 設 業	16.7	12.2	不 動 産 業	40.0	86.5
製 造 業	50.2	67.8	運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	82.5	87.8
食 料 品	56.6	63.4	鉄 道 業	99.9	100.0
煙 草	100.0	100.0	地 方 鉄 道 及 び 軌 道 業	91.1	88.9
紡 織	61.1	75.4	道 路 旅 客 運 送 業	47.1	65.6
衣服及び身廻品	33.0	66.7	道 路 貨 物 運 送 業	52.7	62.7
木材及び木製品	45.6	47.6	運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	33.5	31.0
家具及び装備品	33.9	34.1	通 信 業	96.6	98.0
紙及び類似品	47.9	70.3	熱、光及び動力供給業	91.0	95.8
印刷、出版	46.6	72.5	水 道 業 及 び 衛 生 業	42.7	69.5
化 学	56.3	73.7	サ ー ビ ス 業	47.1	74.3
石油及び石炭製品	58.9	80.6	自 動 車 修 理 及 び ガ レ ー ジ 業	48.0	24.7
ゴ ム 製 品	46.6	61.4	そ の 他 の 修 理 業	40.3	51.9
皮革及び皮革製品	36.4	42.4	教 育	21.2	19.3
ガラス及び土石製品	52.1	72.9	駐 留 軍 労 務	93.7	98.5
第 一 次 金 属	50.5	76.0	公 務	32.5	34.4

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 第192表注参照。

二五 労働協約の規定内容の一般的傾向については、とくに目立つた変化はなかつたが、締結上の問題としてはユニオン・シヨツプ条項が問題とされた事例の多かつたことが注目される。

「完全ユニオン・シヨツプの獲得」はすでに二六年以来主要全国組合の統一協約斗争方針の中でも、主要な目標の一つとしてとり上げられていたところであるが、二九年中においては、海員組合が産業別組合としてわが国最初のユニオン・シヨツプを獲得したのをはじめとして、私鉄総連傘下の一部組合、全日通、四国電力等においてこの問題をめぐる紛争を生じ、また証券取引所労組、近江絹糸、山梨中央銀行等のいわゆる盲点争議においても、ユニオン・シヨツプ制の確立が強く要求されたことが特徴的な現象であつた。

またデフレ政策の一環として失業保険法の適用に関して一時帰休制が採用され、これに伴つて一時帰休に関する協定の問題がとり上げられたことも本年の新しい問題であつた。(6) 労使交渉機関

二六 労働組合基本調査によつて二九年六月末における労使交渉機関の設置状況をみると、労働協約にもとづく設置数は、一〇、八二五で、二八年と大差ない状態である。

これを機関の種類別にみると、労働条件に関する機関九、六七三(労使交渉機関を有する総組合数に対して八九%)、生産に関する機関四、七五六(四四%)、苦情紛争処理に関する機関八、四九八(七九%)となつている。

二七 これを二八年とくらべるとほぼ同数であるが、二五年当時と比較すると、労働条件に関する機関、苦情紛争処理に関する機関は非常に伸長しているに反し、生産に関する機関は設置数はほぼ同数にとどまり、機関総数に占める割合は低下している(第一九四表参照)。

### 第194 労使交渉機関を有する組合数

第 194 表 労使交渉機関を有する組合数 (協約にもとづくもの)

年	総 数	労働条件に関するもの	生産に関するもの	苦情紛争処理に関するもの
昭和24年	13,344 (100.0) <sup>%</sup>	9,212 (69.0) <sup>%</sup>	9,601 (71.9) <sup>%</sup>	4,124 (30.9) <sup>%</sup>
25年	6,888 (100.0)	5,566 (30.9)	4,388 (63.8)	3,682 (53.5)
26年	8,401 (100.0)	7,767 (92.4)	4,748 (56.3)	5,220 (62.1)
27年	9,625 (100.0)	8,683 (90.2)	5,319 (55.3)	6,275 (65.2)
28年	10,770 (100.0)	9,405 (87.3)	4,927 (45.7)	8,040 (74.7)
29年	10,825 (100.0)	9,673 (89.4)	4,756 (43.9)	8,498 (78.5)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 機関の附議事項が二つ以上の場合があるため各項目の計は総数と一致しない。

二八 労使交渉機関については、従来組合側は、おおむね経営民主化のため労使代表をもつて経営協議会を設置することを主張していたのに対し、一方使用者側は日経連労働協約基準案の中で「経営協議会的機関は原則として廃止し、必要があれば労使懇談会として設け、その性格を明確にする」といつているごとく、労使それぞれその主張が相反していたが、二九年上半期においては経営参加の形において一般に取り上げられた。

これは一面において西独における経営参加諸法令及びその実施状況が国内に紹介されたことにもよるが、他面緊縮政策による企業経営上の困難打開策として労使それぞれの立場から提唱されたものといわれている。すなわち、三井鉱山の人員整理をめぐつて三鉱連の長期かつ強力な争議が行われ、労使ともに多くの損害を受けたが、組合側は争議終了後、企業の枠内斗争は限界に達したとの批判を行い、経営方針の変革を要求する経営参加の方針を打出し、五月における定期大会では経営の民主化の項を確認した。また使用者側においても組合の経営参加について関心を示し、経営参加問題の提起となつた。

二九 この動きは三鉱連、電産、国鉄等の定期大会において論議の上大会決定運動方針にとり上げられたが、総評は第五回大会において「経営陣に労働者がはいつたり共同責任を負うような経営参加は、現在の労使関係の実態からは資本家のとりことなるおそれが充分あり、これに反対する。しかし、大衆斗争の前段階として行われる労使協議会における経理の公開、人事の監視、事業の社会化への発言はこれを発展さすべきである」という運動方針を決定し、また全労会議においては「わが国経済を健全化するために必須の条件」として経営参加に対する基本線を出すなど、組合間においても方針を異にし、相当進展するかにみえた動き

も、二九年下半期においては具体化はみられなかつた。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第二部 各論

### 六 労使関係

#### (三) 労働争議の状況

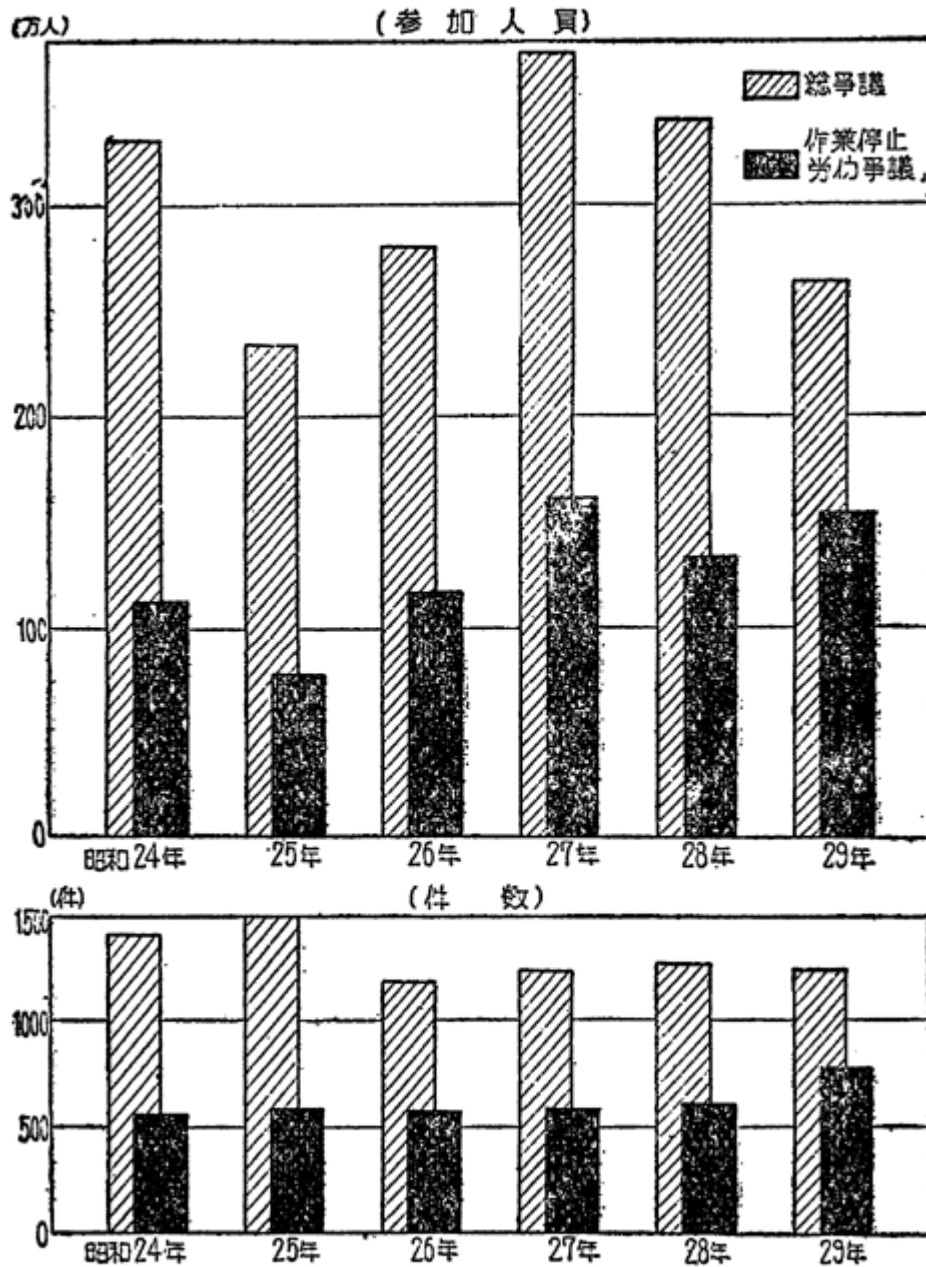
##### (1) 労働争議の件数,参加人員及び労働損失日数

三〇 二九年中の労働争議は民間産業における全国組合については従前に比して長期化した争議は少なかったが,これに代つて公労協を中核とする官公労の賃上げ斗争が行われ,またデフレ経済の下に続発する賃金不払,解雇などに反対する中小企業の争議が多かつた。そのため参加人員は同盟怠業を除いて減少し,また件数は総争議(争議行為を伴つた争議および争議行為を伴わないが第三者が関与した争議)では若干減少したが,争議行為を伴つた争議は増加した。

三一 これを労働争議の件数についてみると,総争議の件数は一,二四七件で,二八年より三〇件減少しているが,争議行為を伴つたものの件数は七八〇件で,前年より一八件増加して二四年以来の最大を示し,そのうち,同盟罷業および同盟怠業の件数が二四年以来最高となつている。これは,後述の規模別分布により明かなとおり参加人員の少ない争議が増加したことにもとづくものである(第四九図,第一九五表及び第一九六表参照)。

第49図 労働争議件数及び参加人員

### 第49図 労働争議件数及び参加人員



資料出所 労働省「労働争議統計」

第195表 労働争議件数及び参加人員

第185表 労働争議件数及び参加人員

年	総 数				争議行為を伴つたもの				争議行為を伴わないもの			
	件数	%	参加人員	%	件数	%	参加人員	%	件数	%	参加人員	%
昭和21年	920	100.0	2,722,582	100.0	810	88.0	634,983	23.3	110	12.0	2,087,599	76.7
22年	1,035	100.0	4,415,390	100.0	683	66.0	295,321	6.7	352	34.0	4,120,069	93.3
23年	1,517	100.0	6,714,843	100.0	913	60.2	2,605,483	38.8	604	39.8	4,109,360	61.2
24年	1,414	100.0	3,307,407	100.0	651	46.0	1,239,546	37.5	770	54.5	2,067,861	62.5
25年	1,487	100.0	2,348,397	100.0	763	51.3	1,026,841	43.7	783	52.7	1,321,556	56.3
26年	1,186	100.0	2,818,688	100.0	670	56.5	1,386,434	49.7	584	49.2	1,432,254	50.8
27年	1,233	100.0	3,683,435	100.0	725	58.8	1,844,399	50.1	573	46.5	1,839,036	49.9
28年	1,277	100.0	3,398,667	100.0	762	59.7	1,743,229	51.3	584	45.7	1,655,438	48.7
29年	1,247	100.0	2,635,426	100.0	780	62.6	1,546,619	58.7	552	44.3	1,088,807	41.3

資料出所 労働省「労働争議統計」

第196表 争議型態別労働争議件数及び参加人員

第196表 争議型態別労働争議件数及び参加人員

年	同盟罷業		工場閉鎖		同盟怠業		業務管理	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
昭和21年	622	510,391	80	7,024	130	75,069	170	140,569
22年	382	212,081	88	7,693	141	62,922	93	24,039
23年	667	2,298,530	83	6,638	136	301,576	54	6,548
24年	511	1,117,154	53	7,447	100	128,980	25	8,322
25年	566	761,051	45	26,588	267	409,356	28	6,446
26年	564	1,159,740	35	4,819	184	362,114	—	—
27年	576	1,622,549	29	8,608	241	616,717	2	476
28年	602	1,333,519	27	23,389	261	732,118	4	271
29年	623	915,111	32	21,846	271	967,821	6	869

資料出所 労働省「労働争議統計」

三二 つぎに参加人員についてみると、総争議の参加人員二六四万人は二四年以来の各年とくらべると、二五年について少なくなっているが、争議行為を伴うものの参加人員一五五万人は、二七、二八年よりは少ないが、二四年当時とくらべると増加している。これは、同盟怠業の参加人員が顕著に増加しているためであり、同盟罷業の参加人員では二四年より減少を示している。

このように二九年の労働争議は、一般経済情勢を反映して参加人員の多い争議が少なかった反面、中小企業における解雇反対、解雇休業手当要求などの争議が多かつたとみることができよう。

三三 これを経済安定計画が実施され、企業整備があいついで発生した二四年の数字とくらべると、総争議で



は件数、参加人員ともに減少しているにもかかわらず、争議行為を伴った争議はいずれも大巾に増加している。これは、その増加が同盟怠業における増加であることから明かなごとく、二四年には公務員及び公共企業体職員の争議行為が少なかつたのに比し、二九年には遵法斗争、超勤拒否、賜暇斗争という形で争議が行われ、年初より国鉄の首切り反対斗争、期末手当斗争、夏季一時金斗争、秋季年末斗争と、年間において官公労の争議が大きな比重をもつていたためである。

三四 また、作業停止労働争議によつてもたらされた労働損失日数は三八四万日で、戦後最低といわれた二八年をさらに四四万日下廻つた。しかし、この労働損失日数を同盟罷業によるものと、工場閉鎖によるものに分けてみると、工場閉鎖による損失日数は、尼鋼(同盟罷業による損失日数三六、七八八日、工場閉鎖による損失日数三三、五三七日)近江絹糸(同一三八、一九六日、同六四四、三三一日)、日鋼室蘭(工場閉鎖による損失日数四〇〇、六七七日)など長期かつ大規模の工場閉鎖が行われたことを反映して、一一八万日に達し、戦後最高といわれた前年の四三万日の約三倍近くを記録し、全損失日数の三一%に達した。これに対し同盟罷業による損失日数は、二六六万日に過ぎず、前年より約一一九万日下廻つている(第一九七表参照)。

#### 第197表 作業停止労働争議件数、参加人員及び労働損失日数

第197表 作業停止労働争議件数、参加人員及び労働損失日数

年 月	件 数	参加人員	勞 働 損 失 日 数			
			合 計	同盟罷業 によるもの	工場閉鎖 によるもの	工場閉鎖の 合計に対する 比率
昭和21年	702	517,415	6,266,255	6,093,263	172,992	2.8
22年	464	218,832	5,035,783	4,894,235	141,548	2.8
23年	744	2,304,492	6,995,332	6,879,721	115,611	1.7
24年	554	1,122,123	4,320,688	4,252,334	68,354	1.6
25年	584	763,453	5,486,059	5,133,162	352,897	6.4
26年	576	1,162,585	6,014,512	5,972,032	42,480	0.7
27年	590	1,623,610	15,075,269	15,012,034	63,235	0.4
28年	611	1,341,229	4,279,220	3,853,966	425,254	9.9
29年	647	927,821	3,836,276	2,659,129	1,177,147	30.7
昭和29年 1月	30	17,901	70,610	55,049	15,561	22.0
2月	41	29,801	74,016	73,961	55	0.1
3月	58	39,115	109,093	108,749	344	0.3
4月	66	162,602	269,974	264,489	5,485	2.0
5月	58	105,826	267,790	224,011	43,779	16.3
6月	58	97,641	352,166	261,581	90,585	25.7
7月	75	60,275	405,365	194,861	210,504	51.9
8月	74	34,283	426,013	82,272	343,741	80.7
9月	54	127,359	496,726	266,099	230,627	46.4
10月	57	19,091	121,039	42,853	78,186	64.6
11月	82	289,993	586,061	511,738	74,323	12.7
12月	174	267,788	657,423	571,536	85,887	13.1
昭和30年 1月	33	7,405	66,791	24,145	42,646	63.8
2月	34	3,406	24,279	15,708	8,571	35.3
3月	43	259,721	349,388	340,966	8,422	2.4

資料出所 労働省「労働争議統計」

三五 このように労働損失日数が二八年とくらべて少なくなっているのみでなく、二四年当時にくらべても大巾に減少しているのは、前述のごとく、二九年の争議においては、官公労の遵法斗争、超勤拒否など怠業に分類される行為が多かったこと、他方民間においては争議による組合側の損失を最少限にとどめるべく組合側の戦術として部分スト、時限ストを行つたことなどがあげられる。

(注)争議統計においては四時間未満の同盟罷業または工場閉鎖は、同盟怠業に分類される。

三六 労働争議の月別の推移をみると、総争議は、一、二月九〇件台で、参加人員も少なかったが、春季斗争のばじまつた三月より件数、参加人員ともに増加し、公労協が調停申請をした九月には参加人員が急増している。また、年末斗争の行われた一二月は件数三四八件を記録し、一カ月当りの争議件数としては戦後最大であつた。

作業停止労働争議としては、四、五、六月(春季斗争)、九月(全駐労スト)、一一、一二月(年末斗争)の参加人員が多くなっているが、損失日数の方は、長期にわたる工場閉鎖による損失日数が多かつたため、三月に増加したのち九月まで次第に増加の傾向をみせ、例年低落する八月にも減少をみせず一〇月にいたつてはじめて減少したが、一一月、一二月は年末斗争のため、再び増加した。

なお、一二月の作業停止労働争議は一七四件を記録し、これは一カ月当りの件数としては戦後最高であつた。

---

---

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

## 第二部 各論

### 六 労使関係

#### (三) 労働争議の状況

##### (2) 産業別,規模別にみた労働争議状況

###### (イ) 産業別の動き

三七二九年の労働争議を産業別にみると,総争議参加人員二六四万人のうち半数以上にあたる一四四万人が運輸通信及びその他の公益事業によつて占められている。これは,前述のごとく,国鉄,全通,全電通など官公労の中核をなす組合の秋季年末斗争および電産,電労連が賃金増額,土曜半休制を要求して中労委関与となつたことなどにもとづくものである。

このうち,国鉄は主として遵法斗争と超勤拒否を戦術とし,電産及び電労連はスト規制法等の影響を受けて争議行為を伴う争議が少なく,加えて本年は二八年において統一的な斗争を展開した全日通も争議行為を伴わなかつたが,一方私鉄が戦後最大のストを行い,全通,全電通が賜暇斗争を行つたので,作業停止労働争議の参加人員は三三万人に達し,労働損失日数も前年より約五万日増加して,七九万日を数えた。

三八 製造業における総争議の参加人員は七〇万人で,前年より一八万人減少している。作業停止労働争議の参加人員も二九万人で昨年の約三分の二に過ぎないが,尼鋼,近江絹糸,日鋼室蘭など長期にわたる工場閉鎖が行われたため,工場閉鎖による損失日数は一一七万日(製造業全体の損失日数の五八%)を記録した。したがつて損失日数を産業中分類別にみると,紡織,機械において大中に増加している以外は,ほとんど低下しており,とくに化学,輸送用機械器具の減少が著しい。

三九 鉱業における総争議の参加人員は二一万人(前年五五万)で,作業停止労働争議の参加人員も,これに伴つて減少しているが,とくに顕著なのは労働損失日数の減少である。これは炭労が二七年の秋季斗争以来斗争戦術に転換をみせ,組合側の損失をなるべく少なくするために,春の賃上斗争においては運搬部門スト,秋季斗争においては一社重点ストという形をとつた結果であると考えられる。

四〇 このほか注目すべきは,金融,保険及び不動産の損失日数が銀行スト,証券取引所のストを反映して二八年より二万七千日増加して三万二千日に達したこと,公務における争議参加人員が五万三千人で,そのうち三万人は作業停止を行い,三万五千日の損失日数をもたらしたことなどであつた(第五〇図,第五一図,第一九八表及び第一九九表参照)。

## 第二部 各論

### 六 労使関係

#### (三) 労働争議の状況

##### (2) 産業別,規模別にみた労働争議状況

##### (ロ) 規模別の動き

---

第198表 産業別組織労働者数,労働争議件数,参加人員及び労働損失日数

第198表 産業別組織労働者数、労働争議件数、参加人員及び労働損失日数（昭和29年）

産 業	1) 組 織		2) 総 争 議		作 業 停 止 勞 働 争 議 2)		
	労働者数	参加人員	件 数	参加人員	損 失 日 数		対前年比較
					損失日数		
全 産 業	6,075,746	2,635,426	647	927,821	3,336,276	△442,944	
農業、林業及び狩猟業	64,610	58,717	4	13,059	16,075	14,766	
漁 業	42,226	2,527	3	423	8,790	755	
鉱 業	402,123	206,305	107	127,464	663,439	△478,329	
金 属 鉱 業	58,618	34,753	15	26,216	86,182	△211,149	
石 炭 鉱 業	318,305	157,042	80	96,042	557,509	△243,144	
建 設 業	284,291	6,668	11	3,860	13,095	△ 3,354	
製 造 業	1,964,464	697,181	381	292,553	2,011,089	24,534	
紡 織 業	400,265	238,700	23	22,300	817,647	733,895	
紙 及 び 類 似 品	58,958	10,171	16	8,384	21,107	△ 80,471	
印 刷、出 版	82,402	21,633	22	6,416	20,916	△ 1,763	
化 学 業	249,906	61,657	23	31,366	110,875	△408,869	
石油及び石炭製品	10,906	12,316	3	119	295	23	
ゴ ム 製 品	39,874	12,814	10	4,967	14,178	△ 568	
第 一 次 金 属	206,166	54,822	23	51,713	196,287	△182,991	
金 属 製 品	123,170	8,533	22	6,375	17,212	2,834	
機 械 業	131,611	41,708	79	25,192	485,131	352,723	
電 気 機 械 器 具	139,974	74,821	32	38,304	50,931	△ 67,187	
輸 送 用 機 械 器 具	224,323	79,058	43	54,621	134,606	△274,558	
卸 売 及 び 小 売 業	143,886	19,704	10	12,722	26,683	20,879	
金 融、保 険 及 び 不 動 産 業	276,479	15,193	12	5,617	31,915	27,024	
運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	1,462,958	1,441,839	81	329,145	792,102	51,145	
陸 運 業	686,897	699,677	49	129,111	363,772	152,954	
水 運 業	88,592	997	6	524	2,339	△ 13,199	
運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	132,592	78,196	12	3,696	5,828	△467,988	
通 信 業	372,016	455,709	6	181,276	383,963	351,403	
熱、光及び動力供給業	152,636	207,087	8	14,538	36,200	28,927	
サ ー ビ ス 業	881,168	134,787	23	113,453	237,733	△135,679	
自 動 車 修 理 及 び ガ レ ー ジ 業	10,735	18,897	4	7,037	7,200	△ 55,603	
教 育	631,609	5,358	2	145	536	△ 6,623	
公 務	542,765	52,505	15	29,525	35,355	35,355	

資料出所 1) 労働省「労働組合基本調査」

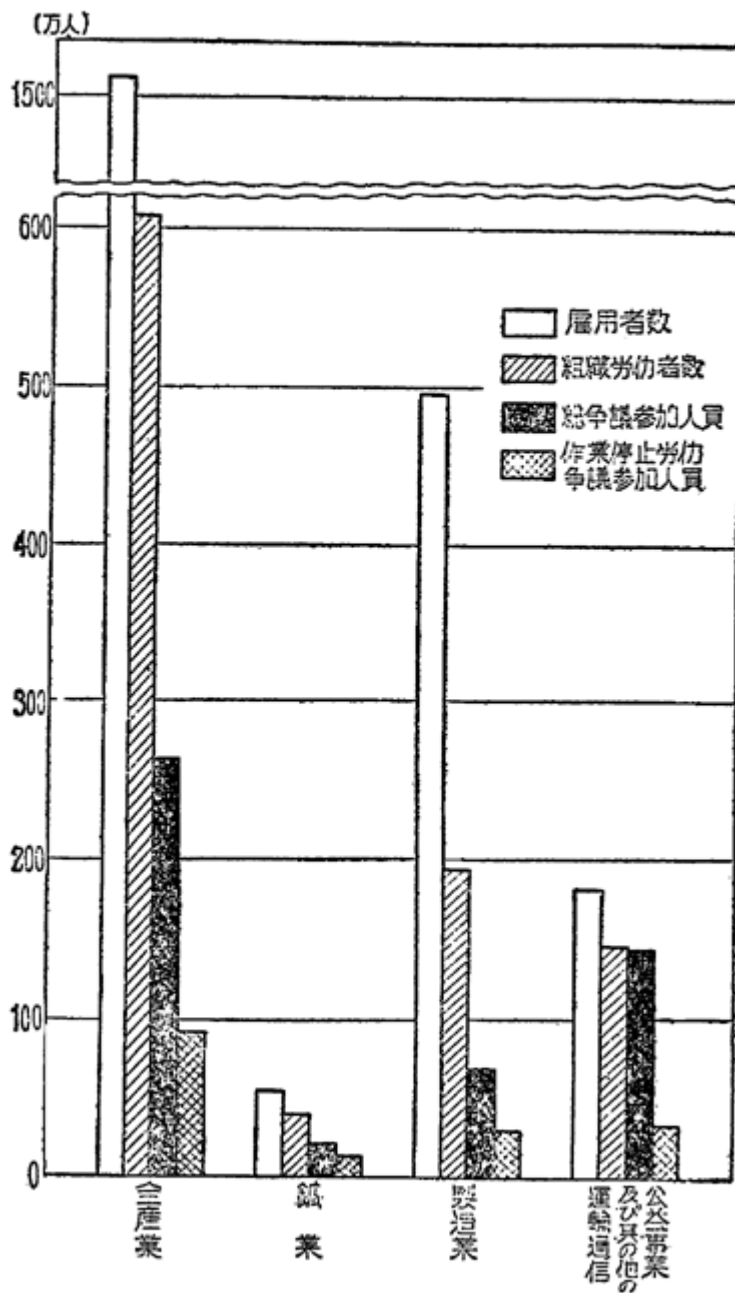
2) 労働省「労働争議統計」

(注) 1) △印は減少

2) 本表は産業を特掲してあるため、各欄の計は合計に一致しない。

第50図 産業別雇用者数、組織労働者数及び争議参加人員(昭和29年)

第50図 産業別雇用者数、組織労働者数  
及び争議参加人員（昭和29年）



資料出所 労働省「労働争議統計」

四一 二九年中に発生した労働争議を参加人員の規模別にみると、一～九九人の規模の争議が、総争議では五七三件(総発生件数の四八%)、争議行為を伴う争議では三四一件(同四四%)で、いずれも、二七、二八年よりも増加している。

一〇〇人以上の規模の争議は大体において、総争議、争議行為を伴うものいづれも前年と大差なく、結局本年における件数の増加は九九人以下の規模において増加したものと考えられる。

これは争議の参加人員の規模であるため、部分ストなどのことを考慮すると直ちに結論づけることはできないが、中小企業に対するデフレの影響と、それを契機とした組織の進展を考え合わせると、中小企業における労働争議が増加したことがかなり影響しているのではないかと考えられる(第五二図及び第二〇一表参

第199表 産業別雇用者数,組織労働者数及び労働争議参加人員

第199表 産業別雇用者数、組織労働者数及び労働争議参加人員（昭和29年）

産 業	1)	2)	B A	3)	C A	C B	3) 損失日数 (D)	D A	D C
	雇用者数 (A)	労働者数 (B)		総争議 参加人員 (C)					
			%		%	%		%	%
全 産 業	15,080,000	6,075,746	40.3	2,635,426	17.5	43.4	3,836,276	25.4	145.6
農業及び林業	570,000	64,610	11.3	58,717	10.3	90.9	16,075	2.8	27.4
漁 業	200,000	42,226	21.1	2,527	1.3	6.0	8,790	4.4	347.8
鉱 業	540,000	402,123	74.5	206,305	38.2	51.3	663,439	122.9	321.6
建 設 業	1,090,000	284,291	26.1	6,668	0.6	2.3	13,095	1.2	196.4
製 造 業	4,960,000	1,964,464	39.6	697,181	14.1	35.5	2,011,089	40.5	288.5
卸売及び小売業	2,440,000	420,365	17.2	34,897	1.4	8.3	58,598	2.4	167.9
金融、保険及び不動産業									
運輸通信及びその他の公益事業	1,830,000	1,462,958	79.9	1,441,839	78.8	98.6	792,102	43.3	54.9
サービス業	2,160,000	881,168	40.8	134,787	6.2	15.3	237,733	11.0	176.4
公 務	1,300,000	542,765	41.8	52,505	4.0	9.7	35,355	2.7	67.3

資料出所 1) 総理府統計局「労働力調査」6月分の雇用者数

2) 労働省「労働組合基本調査」

3) 労働省「労働争議統計」

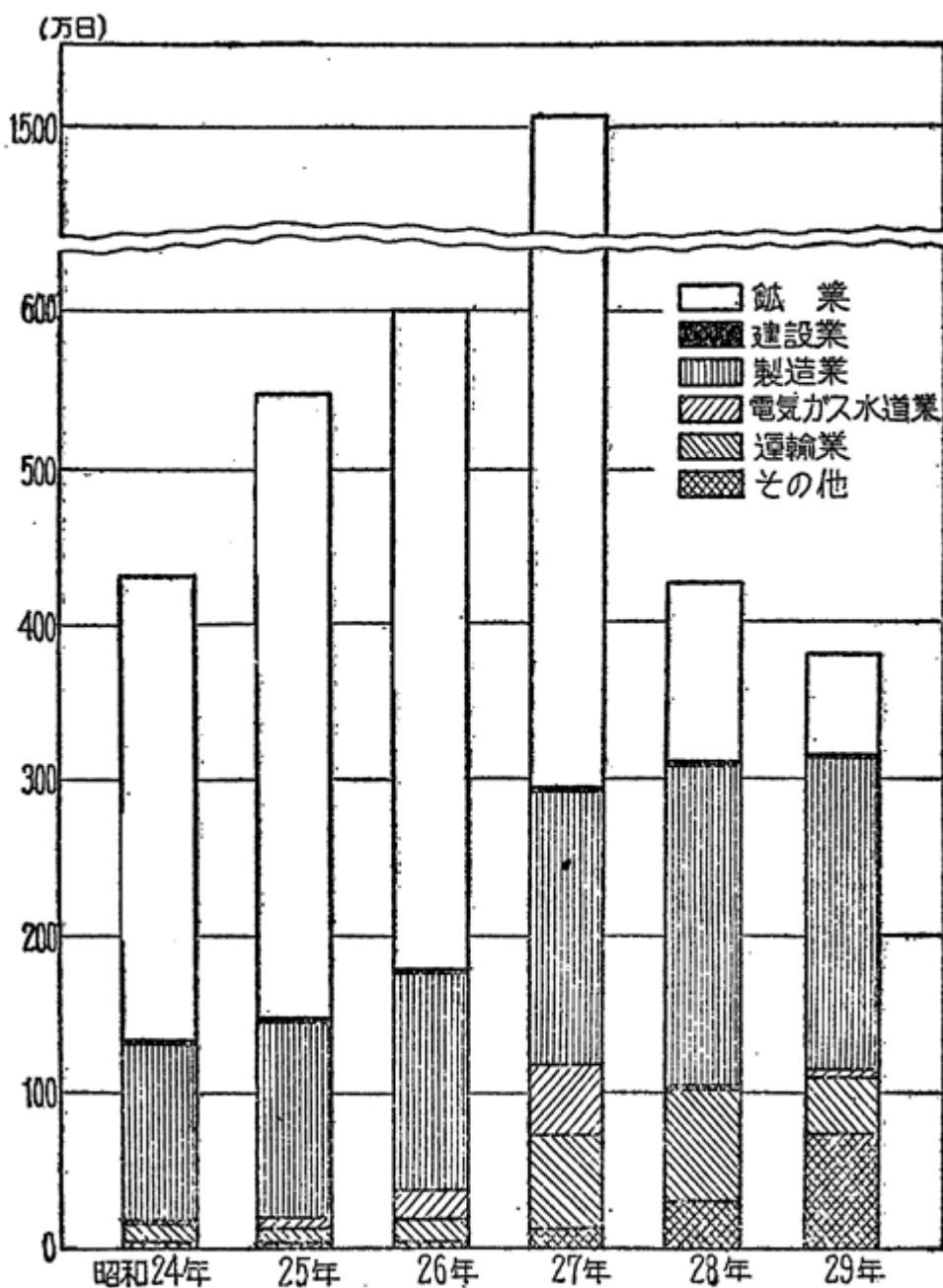
(注) 本表には分類不能の産業を掲載していないため、各欄の合計は

全産業に一致しない。

第51図 産業別労働損失日数(前年二,二八八人),作業停止労働争議



### 第51図 産業別労働損失日数



資料出所 労働省「労働争議統計」

四二したがって一件当りの争議の参加人員も、総争議二、一一三人(前年二、六六一人)、争議行為を伴うもの一、九八三人一、四三四人(前年二、一九五人)で争議の規模は全般的に縮小している(第二〇〇表参照)。

---

## 第二部 各論

### 六 労使関係

#### (三) 労働争議の状況

##### (3) 要求事項別労働争議

---

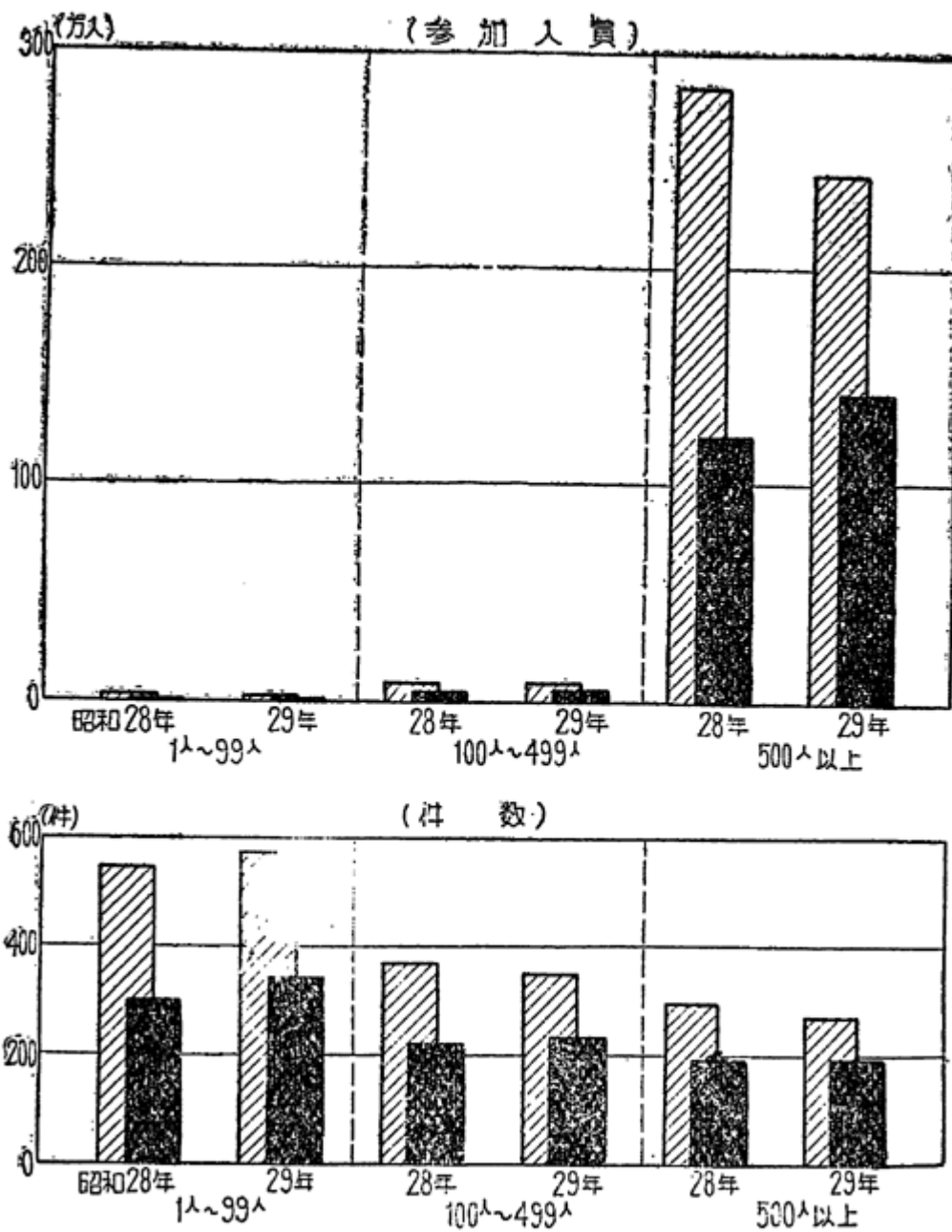
四三 二九年中に発生した労働争議一,一九五件の要求事項をみると,緊縮政策の実施に伴い,倒産,人員整理,賃金遅欠配等が増大したことを反映して,消極的要求の増加が著るしく,前年は二四八件であつたが本年は四二八件(要求事項総数の二五%)に達した。

一方,積極的要求は前年は一,〇五七件であつたが本年は九九九件(同五九%)で若干減少したとはいえ,予想されたほど大巾な減少はみせなかつた。

(注)二七年以前は,解雇休業手当の支給及び退職金制度の確立及び増額が一項目に集計されており,積極,消極に分けることができないため,年別比較の場合には,二八年及び二九年の数字もその他の中に含まれている。

#### 第52図 規模別労働争議件数及び参加人員

第52図 規模別労働争議件数及び参加人員



資料出所 労働省「労働争議統計」

四四 これを二四～二五年当時、消極的要求が要求事項総数の約四〇%を占め、積極的要求は三〇%前後に過ぎなかつたのに比べると、二九年は消極的要求の比率が二七、二八年より高くなつたといひながらも、まだ絶対数においても、比率においてもドツジ・ライン下の二四～二五年より少ない。これは緊縮政策下にあつた二九年の争議が防衛斗争としての性格をもつていた反面、政治斗争をからめた賃上げ斗争も比較的活潑に行われ、また近江絹糸、証券取引所、銀行などの注目すべき争議もみられ、さらに、中小企業においても組合結成の気運が進展し、デフレによる苦境に対して労働協約の締結、労働条件の確保等を要求する争議がふえそいるためである。

四五 要求事項を各項目別にみると、1)組合の承認または組合活動を要求する争議は、二一年の六〇件以来年々少なくなり、二四年には皆無となつたが、その後再び増加して二九年には三〇件に達したこと 2)賃金増額、臨時給与金を要求する争議が、少なくなつたとはいひながらも二四～二五年当時よりは多いこと、3)労働時

間の変更、休暇・休日に関する要求、福利厚生施設など労働条件の改善を要求する争議が僅かながら一様に増加していること、4)上半期に問題になった経営参加の動きを反映して、経営参加を要求する争議が一三件みられたこと、5)消極的要求のうちでは、解雇反対、解雇者の復職を要求する争議が最も多く、賃金定期支払を要求するものがこれについていること、4)二七年の労斗スト、二八年のスト規制法反対などのような政治ストがみられなかつた反面、賃上ストがMSA反対などの政治的要求と結びついていたこと、などが二九年の争議の要求にみられた特徴であつた(第二〇二表参照)。

四六 消極的要求を産業別にみると、多かつたのは石炭鉱業、紡織、機械、陸運業である。石炭鉱業においては、賃金定期支払がもつとも多く、賃金減額反対がこれについており、紡織、機械、陸運業においては、解雇反対、解雇者の復発件数及び参加人員職要求がもつとも多い。これらの産業においては、デフレの影響をもつとも強くうけるとともに、これに対する労働者の反対が展開されたことを示している(第二〇三表参照)。

第200表 1件当り争議参加人員

第 200 表 1 件当り争議参加人員

年	総争議	争議行為を伴うもの	作業停止労働争議
昭和21年	2,959人	784人	737人
22年	4,266	432	472
23年	4,426	2,854	3,097
24年	2,339	1,904	2,025
25年	1,579	1,346	1,307
26年	2,377	2,069	2,018
27年	2,987	2,544	2,752
28年	2,661	2,288	2,195
29年	2,113	1,983	1,434

資料出所 労働省「労働争議統計」

## 第二部 各論

### 六 労使関係

#### (三) 労働争議の状況

#### (4) 労働争議の解決状況

四七 二九年中に解決した争議の継続期間をみると、五日以下の争議は減少し、三一日～一〇〇日、一〇一日以上におよぶ長期の争議が増加している(第二〇四表参照)。

また、二九年中に解決した争議のうち、作業停止を伴った六二〇件について作業停止の日数をみると、賃上げ、一時金を要求する争議は一般に短期間のものが多く、これに対し人員整理反対等を要求する争議は長期のものがみられ、全般的に争議はやや長期化している。すなわち、一〇日以下の短期のもの件数は実数においては増加しているが、総数に対する比率においては減少を示し、参加人員は、実数、比率ともに減少している。また、三一日以上の長期のものは件数においては実数、比率ともに増加を示し、参加人員はいずれも減少している(第二〇五表参照)。

四八 争議の解決方法をみると、解決総件数一、一九一件のうち当事者直接交渉によつて解決したものは五二%を占め、この比率は二四年以来年年増加している。また争議の経過中に労働委員会が関与した場合は多いが、ここに用いている数字は、争議の解決時点においてとらえているため、労働委員会が関与して解決したものは三四%であつて年年減少する傾向をみせている(第二〇六表参照)。

第201表 規模別労働争議 労働争議発生件数

規 模	総 争				
	27 年		28 年		29 年
	件 数	参加人員	件 数	参加人員	件 数
合 計	1,195 (100%)	2,813,666 (100%)	1,216 (100%)	2,945,016 (100%)	1,195 (100%)
1人～99人	529 (44.3)	21,566 (0.8)	547 (45.0)	22,925 (0.8)	573 (47.9)
100人～499人	366 (30.6)	86,287 (3.1)	369 (30.3)	88,497 (3.0)	353 (29.5)
500人以上	300 (25.1)	2,705,813 (96.1)	300 (24.7)	2,833,594 (96.2)	269 (22.5)

資料出所 労働省「労働争議統計」

発生件数及び参加人員

議 年	争議行為を伴うもの					
	27年		28年		29年	
参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
2,537,983 (100%)	716 (100%)	1,724,175 (100%)	711 (100%)	1,304,410 (100%)	768 (100%)	1,490,683 (100%)
22,273 (0.9)	272 (38.0)	10,706 (0.6)	299 (42.1)	13,285 (1.0)	341 (44.4)	13,004 (0.9)
82,813 (3.3)	227 (31.7)	55,908 (3.2)	220 (30.9)	53,801 (4.1)	236 (30.7)	55,736 (3.7)
2,432,897 (95.9)	217 (30.3)	1,657,561 (96.1)	192 (27.0)	1,237,324 (94.9)	191 (24.9)	1,421,943 (95.4)

第202表 要求事項極別労働争議発生件数

第202表 要求事項別

年	発生総件数	要求事項総数	積 極 的 要 求					
			小計	組合または組合活動の承認	労働協約または締結の改訂	賃金増額	臨時給与金	労働時間の更
昭和21年	910	3,235 (100.0)	1,928 (59.6)	60 (1.9)	282 (8.7)	675 (20.9)	140 (4.3)	203 (6.3)
22年	984	1,789 (100.0)	1,011 (56.5)	24 (1.3)	188 (10.5)	487 (27.2)	153 (8.6)	42 (2.3)
23年	1,419	1,977 (100.0)	1,083 (54.8)	5 (0.3)	205 (10.4)	615 (31.1)	155 (7.8)	17 (0.9)
24年	1,306	1,826 (100.0)	539 (29.5)	— —	143 (7.8)	250 (13.7)	127 (7.0)	4 (0.2)
25年	1,399	1,737 (100.0)	623 (35.9)	14 (0.8)	115 (6.6)	246 (14.2)	225 (13.0)	5 (0.3)
26年	1,146	1,437 (100.0)	1,031 (71.7)	14 (1.0)	79 (5.5)	566 (39.4)	347 (24.1)	11 (0.7)
27年	1,195	1,593 (100.0)	962 (60.4)	12 (0.8)	77 (4.8)	488 (30.6)	354 (22.2)	10 (0.6)
28年	1,232	1,597 (100.0)	1,057 (66.2)	26 (1.6)	99 (6.2)	470 (29.5)	435 (27.2)	8 (0.5)
29年	1,195	1,700 (100.0)	999 (58.8)	30 (1.8)	104 (6.1)	398 (23.4)	408 (24.0)	11 (0.6)

資料出所 労働省「労働争議統計」

(注) 積極的要求：組合の承認または組合活動に関する要求、労働協約の締結  
 休暇休日に関する要求、経営参加、福利厚生施設。

消極的要求：賃金減額反対、賃金定期支払、事業休廃止または操業短縮

そ の 他：退職金制度の確立及び増額、解雇休業手当、その他賃金  
 その他人事に関する要求、その他。

労働争議発生件数

求			消 極 的 要 求					そ 小 の 他 計
休 暇 休 日 に 関 する 要 求	経 営 参 加	福 生 利 施 厚 設	小 計	賃 額 反 減 対	賃 期 金 支 払 定	事 業 操 短 反 対 休 磨	解 雇 反 対 解 雇 者 の 復 職	
217 (6.7)	241 (7.4)	110 (3.4)	267 (8.3)	9 (0.3)	23 (0.7)	52 (1.6)	183 (5.7)	1,040 (32.1)
44 (2.5)	47 (2.6)	26 (1.5)	199 (11.1)	1 (0.1)	38 (2.1)	47 (2.6)	113 (6.3)	579 (32.4)
19 (1.0)	44 (2.2)	23 (1.1)	334 (16.9)	9 (0.5)	93 (4.7)	53 (2.7)	179 (9.0)	560 (28.3)
6 (0.3)	5 (0.3)	4 (0.2)	715 (39.2)	49 (2.7)	252 (13.8)	67 (3.7)	347 (19.0)	572 (31.3)
3 (0.2)	12 (0.7)	3 (0.2)	728 (41.9)	69 (4.0)	369 (21.2)	31 (1.8)	259 (14.9)	386 (22.2)
8 (0.6)	3 (0.2)	3 (0.2)	241 (16.8)	6 (0.4)	114 (7.9)	19 (1.3)	102 (7.2)	165 (11.5)
9 (0.6)	3 (0.2)	9 (0.6)	303 (19.0)	15 (0.9)	127 (8.0)	20 (1.3)	141 (8.8)	328 (20.6)
9 (0.6)	3 (0.2)	7 (0.4)	248 (15.5)	14 (0.9)	86 (5.4)	21 (1.3)	127 (7.9)	292 (18.3)
20 (1.2)	13 (0.8)	15 (0.9)	428 (25.2)	49 (2.9)	141 (8.3)	35 (2.1)	203 (11.9)	273 (16.1)

(または全面的改訂)要求、賃金増額、臨時給与金の要求、労働時間の変更、

反対、解雇反対または解雇者の復職。

に関する要求、その他作業条件に関する要求、労働協約の効力に関する要求、

第203表 産業及び積極消



第203表 産業及び積極消

産	業	発 生 総 件 数
全	産 業	1,195
農	業、林 業 及 び 狩 猟 業	8
漁	業	7
鉱	業	134
	金 石 属 炭 鉱 業	24
	業	94
建	設 業	22
製	造 業	730
	紡 織 品 類 似	80
	紙 及 び 刷、 出	30
	印 刷、 出	43
	化 学 品	65
	石 油 及 び 石 炭 製	8
	品 製	21
	第 一 次 金 属 製	34
	品 製	29
	機 械 器 具	144
	電 機 機 械 器 具	50
	輸 送 用 機 械 器 具	65
卸	売 及 び 小 売 業	24
金	融、保 険 及 び 不 動 産 業	23
運	輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	163
	陸 運 業	101
	水 運 業	8
	通 信 業	21
	通 信 業	12
	熱、光 及 び 動 力 供 給 業	19
サ	ー ビ ス 業	63
	自 動 車 修 理 及 び ガ レ ー ジ 業	5
	教 育	10
公	務	21

資料出所 労働省「労働争議統計」

(注) 1)積極的要求：組合の承認または組合活  
命の要求、退職金制度の

消極的要求：賃金減額反対、賃金定期  
復職。

そ の 他：その他賃金に関する要求、  
する要求、その他。

2)本表は産業を特掲してあるため、各欄

極別労働争議発生件数(昭和29年)

要 求 事 項	積 極 的 要 求	消 極 的 要 求	そ の 他
総 数	総 数	総 数	総 数
%	%	%	%
1,700 (100.0)	1,060 (62.4)	498 (29.3)	142 ( 8.4)
9 (100.0)	6 (66.7)	2 (22.2)	1 (11.1)
8 (100.0)	3 (37.5)	3 (37.5)	2 (25.0)
179 (100.0)	92 (51.4)	64 (35.8)	23 (12.4)
28 (100.0)	21 (75.0)	4 (14.3)	3 (10.7)
123 (100.0)	56 (45.5)	51 (41.5)	16 (13.0)
32 (100.0)	18 (56.2)	8 (25.0)	6 (18.8)
1,031 (100.0)	647 (62.8)	323 (31.3)	61 ( 5.9)
116 (100.0)	66 (56.9)	44 (37.9)	6 ( 5.2)
40 (100.0)	25 (62.5)	14 (35.0)	1 ( 2.5)
75 (100.0)	50 (66.7)	17 (22.7)	8 (10.7)
89 (100.0)	65 (73.0)	15 (16.9)	9 (10.1)
15 (100.0)	11 (73.3)	3 (20.0)	1 ( 6.7)
27 (100.0)	19 (70.4)	7 (25.9)	1 ( 3.7)
47 (100.0)	27 (57.4)	20 (42.6)	— ( —)
45 (100.0)	32 (71.1)	10 (22.2)	3 ( 6.7)
191 (100.0)	111 (58.1)	70 (36.6)	10 ( 5.2)
72 (100.0)	46 (63.9)	24 (33.3)	2 ( 2.8)
80 (100.0)	54 (67.5)	23 (28.8)	3 ( 3.7)
35 (100.0)	20 (57.1)	12 (24.3)	3 ( 8.6)
36 (100.0)	25 (69.4)	10 (27.8)	1 ( 2.8)
238 (100.0)	163 (68.5)	49 (20.6)	26 (10.9)
151 (100.0)	93 (61.6)	40 (26.5)	18 (11.9)
10 (100.0)	8 (80.0)	2 (20.0)	— ( —)
26 (100.0)	20 (76.9)	6 (23.1)	— ( —)
20 (100.0)	13 (65.0)	1 ( 5.0)	6 (30.0)
28 (100.0)	27 (96.4)	— ( —)	1 ( 3.6)
97 (100.0)	55 (56.7)	24 (24.7)	18 (18.6)
6 (100.0)	3 (50.0)	2 (33.3)	1 (16.7)
17 (100.0)	12 (70.6)	3 (17.6)	2 (11.8)
35 (100.0)	31 (88.6)	3 ( 8.6)	1 ( 2.8)

動に関する要求、労働協約の締結(または全面的改訂)要求、賃金増額、臨時給与  
 確立及び増額、労働時間の変更、休暇休日に関する要求、経営参加、福利厚生施設。  
 支払、解雇休業手当、事業休業止または操業短縮反対、解雇反対 または解雇者の

その他作業条件に関する要求、労働協約の効力に関する要求、その他人事に関

の計は全産業に一致しない。

第204表 継続期間別労働争議解決件数及び参加人員

第204表 継続期間別 労

年	合 計		5 日 以 下		6 日 ~ 10日	
	件 数	参加人員	件 数	参加人員	件 数	参加人員
昭 和 2 7 年	1,125 (100.0)	2,999,074 (100.0)	306 (27.2)	104,923 (3.5)	208 (18.5)	237,644 (7.9)
2 8 年	1,208 (100.0)	3,090,565 (100.0)	343 (28.4)	138,391 (4.5)	220 (18.2)	116,415 (3.8)
2 9 年	1,191 (100.0)	2,539,998 (100.0)	298 (25.0)	110,651 (4.4)	234 (19.7)	113,831 (4.5)

資料出所 労働省「労働争議統計」

## 働 争 議 解 決 件 数 及 び 参 加 人 員

11日 ~ 20日		21日 ~ 30日		31日 ~ 100日		101日 以上	
件 数	参加人員	件 数	参加人員	件 数	参加人員	件 数	参加人員
233 (20.7)	242,861 (8.1)	117 (10.4)	281,826 (9.4)	218 (19.4)	1,382,478 (46.1)	43 (3.8)	749,342 (25.0)
237 (19.6)	304,655 (9.9)	142 (11.8)	413,768 (13.4)	211 (17.5)	916,625 (29.7)	55 (4.5)	1,200,711 (38.9)
229 (19.2)	208,123 (8.2)	119 (10.0)	107,467 (4.2)	241 (20.2)	607,678 (23.9)	70 (5.9)	1,392,248 (54.8)

第205表 継続期間別作業停止労働争議解決件数及び参加人員

第205表 継続期間別作業停止

年	合 計		10日以下	
	件数	参加人員	件数	参加人員
昭和27年	569 (100.0)	1,572,399 (100.0)	492 (86.4)	879,696 (55.9)
28年	554 (100.0)	984,060 (100.0)	471 (85.0)	763,517 (77.6)
29年	620 (100.0)	915,907 (100.0)	507 (81.8)	488,830 (53.4)

資料出所 労働省「労働争議統計」

## 労働争議解決件数及び参加人員

11日～20日		21日～30日		31日以上	
件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
42 (7.4)	339,836 (21.6)	15 (2.6)	55,017 (3.5)	20 (3.5)	297,850 (18.9)
49 (8.8)	139,797 (14.2)	16 (2.9)	10,809 (1.1)	18 (3.2)	69,937 (7.1)
60 (9.7)	357,830 (35.2)	27 (4.3)	28,206 (3.1)	26 (4.2)	41,041 (4.1)

第206表 解決方法別労働争議解決件数及び参加人員

第206表 解決方法別労働争議解決件数及び参加人員

年	総 数		当事者直接交渉		労働委員会関与		そ の 他	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
昭和 24年	1,270	100.0	500	39.4	664	52.3	106	8.3
	2,030,655	100.0	525,713	25.9	1,303,017	64.2	201,925	9.9
25年	1,429	100.0	603	42.2	610	42.7	219	15.3
	1,441,542	100.0	470,085	38.6	358,837	24.9	613,408	42.6
26年	1,162	100.0	501	43.1	477	41.0	184	15.8
	1,973,619	100.0	850,976	43.1	1,055,748	53.5	66,895	3.4
27年	1,109	100.0	482	43.5	467	42.1	160	14.4
	2,930,405	100.0	1,028,439	35.1	1,417,683	48.4	484,283	16.5
28年	1,181	100.0	561	47.5	448	37.9	172	14.6
	3,166,475	100.0	2,130,918	67.3	660,258	20.9	375,299	11.9
29年	1,191	100.0	621	52.2	409	34.3	161	13.5
	2,539,998	100.0	1,589,921	62.6	703,137	27.7	246,940	9.7

資料出所 労働省「労働争議統計」

- (注) 1) 本表における解決方法は、解決時点においてとらえているため、労働委員会が関与したものでも解決時点において当事者直接交渉になった場合は「当事者直接交渉」に含まれる。
- 2) 25年は労働委員会と労政職員（その他に含まれる）の二つにわたって解決したものがあるので、各欄の合計は総数より多くなっている。

## 第二部 各論

### 六 労使関係

#### (三) 労働争議の状況

##### (5) 不当労働行為申立状況

四九 二九年中に地労委及び中労委に審査申立のあつた不当労働行為は四四五件で、前年より四九件増加した。これば二五年の五九一件にくらべると、なおおよばないが、二五年当時は組合申立よりも個人申立が圧倒的に多く、同一事件に関し異つた個人が申立をしたことなどを勘案すると、実質的には開きはこれよりも少なくなるであろう。しかし二六年ごろに～らべると、不当労働行為の申立件数は次第に多くなつてきている(第二〇七表参照)。

五〇 不当労働行為の申立の内容を労働組合法第七条の項目別にみると、経済安定計画のもとで企業整備の行われた二四年、レッド・パージの行われた二五年当時は、申立事件の大部分が主として組合活動等を理由とする不利益取扱に関する第七条一号に集中し、したがつて申立人も個人申立が多かつたのに対して、最近では、第七条一号該当事件が依然として首位をしめているが、総発生件数に対する割合では漸次低下を示し、これに対して、団体交渉拒否に関する第七条二号、組合運営等に対する支配介入に関する三号該当事件が、絶対数においても比率においても増加を示している。したがつて申立人も組合申立が増加しつつある(第二〇八表参照)。

五一 二九年中の不当労働行為の申立を産業別にみると、もつとも多かつたのは機械、紡織となつており、一般に消極的争議の多く発生した産業において多く発生しているとみることが出来る。これについて商業及び金融が多いが、これはこの部門において二九年中、活潑な組合活動が展開されたこととともに注目される。

#### 第207表 申立人別不当労働行為申立件数

第207表 申立人別不当労働行為申立件数（初審のみ）

年	総申立件数	組合申立件数	個人申立件数
昭和24年（6～12月）	320 (100.0) <sup>%</sup>	103 (32.2) <sup>%</sup>	217 (67.8) <sup>%</sup>
25年（1～12月）	526 (100.0)	193 (36.7)	333 (63.3)
26年（1～12月）	287 (100.0)	147 (51.2)	140 (48.8)
27年（1～12月）	320 (100.0)	169 (52.8)	151 (47.2)
28年（1～12月）	394 (100.0)	241 (61.2)	153 (38.8)
29年（1～12月）	445 (100.0)	312 (70.1)	133 (29.9)

資料出所 中央労働委員会事務局「不当労働行為取扱件数調」

（注）移送事件を除く。

五二 なお、申立のあつた不当労働行為の審査結果をみると、二九年中に取扱を開始した五七九件のうち、和解または自発的に申立を取下げたものが、三七三件で大部分を占め、命令のあつたものは七六件にすぎない。

七六件の内わけをみると、全部救済が二一件、一部救済が一八件、棄却が二七件となつている（第二〇九表参照）。

第208表 該当項目別不当労働行為申立件数

第208表 該当項目別不当労働行為申立件数（初審のみ）

年	総申立件数	第7条1号	第7条2号	第7条3号	第7条4号
昭和24年 （6～12月）	320(100.0) <sup>%</sup>	294(91.9) <sup>%</sup>	42(13.1) <sup>%</sup>	55(17.2) <sup>%</sup>	— <sup>%</sup>
25年 （1～12月）	526(100.0)	474(90.1)	74(14.1)	110(20.9)	—
26年 （1～12月）	287(100.0)	255(88.9)	33(11.5)	104(36.2)	—
27年 （1～12月）	320(100.0)	269(84.1)	35(10.9)	126(39.4)	1(0.3)
28年 （1～12月）	394(100.0)	315(79.9)	51(12.9)	177(44.9)	3(0.8)
29年 （1～12月）	445(100.0)	354(79.6)	67(15.1)	215(48.3)	4(0.9)

資料出所 中央労働委員会事務局「不当労働行為取扱件数調」

（注） 1) 移送事件を除く。

2) 1件につき二つ以上の号にわたるものについては、それぞれの欄に計上されているため、各欄の合計は総申立件数と一致しない。

第209表 審査結果別不当労働行為申立件数

第209表 審査結果別不当労働行為申立件数（初審のみ）

年	取扱開始			審査状況									
	前年の 繰り越	当申 年中の立	計	申立の 却下	移 送	申立の取下			命 令			未 了	
						自 発的	和 解 <small>規38条 による もの</small>	非 公 和 解	自 主 和 解	全 部 救 済	一 部 救 済		棄 却
昭和24年 (6～12月)	—	322	322 (100.0)%	16 (5.0)%	2 (0.6)%	37 (11.5)%	31 (9.6)%	12 (3.7)%	33 (10.2)%	6 (1.9)%	3 (0.9)%	16 (5.0)%	166 (51.6)%
25年 (1～12月)	166	591	757 (100.0)%	43 (5.7)%	65 (8.6)%	98 (12.9)%	82 (10.8)%	98 (12.9)%	96 (12.7)%	18 (2.4)%	16 (2.1)%	48 (6.3)%	193 (25.5)%
26年 (1～12月)	193	322	515 (100.0)%	62 (12.1)%	35 (6.8)%	82 (16.0)%	71 (13.8)%	59 (11.5)%	72 (14.0)%	11 (2.1)%	16 (3.1)%	44 (8.6)%	63 (12.3)%
27年 (1～12月)	63	321	384 (100.0)%	7 (1.8)%	1 (0.3)%	68 (17.7)%	70 (18.2)%	55 (14.3)%	86 (22.4)%	16 (4.2)%	18 (4.7)%	15 (3.9)%	48 (12.5)%
28年 (1～12月)	48	396	444 (100.0)%	3 (0.7)%	2 (0.5)%	70 (15.8)%	64 (14.4)%	46 (10.4)%	72 (16.2)%	18 (4.1)%	15 (3.4)%	20 (4.5)%	134 (30.2)%
29年 (1～12月)	134	445	579 (100.0)%	4 (0.6)%	— (—)	103 (17.8)%	71 (12.3)%	69 (11.9)%	130 (22.5)%	21 (3.6)%	18 (3.1)%	27 (4.7)%	136 (23.5)%

資料出所 中央労働委員会事務局「不当労働行為取扱件数調」